

第23期 第15回

# 定例農業委員会総会

## 議 事 録

平成30年9月27日

伊予市農業委員会

# 第 23 期

## 第 1 5 回定例農業委員会総会議事録

平成 3 0 年 9 月 2 7 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から、伊予市農業振興センターにおいて第 1 5 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	1 8 名
	事務局	局長
		次長
		係長
		主査

欠席者	農業委員	1 名
-----	------	-----

### 議事日程

#### 第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 50 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	4 件
議案第 51 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	5 件
議案第 52 号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について	1 件

第 3 報告第 39 号	農地法第 4 条の規程に基づく届出について	2 件
報告第 40 号	農地法第 5 条の規程に基づく届出について	4 件
報告第 41 号	農地法第 18 条の規程に基づく解約通知について	1 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成30年度第15回9月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

議席番号9番 ○○ ○○ 委員 より欠席の連絡がございましたので、ご報告致します。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

## 議 事

### 第 1

#### ■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号14番 ○○ ○○ 委員、15番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

### 第 2

#### ■議案第50号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第50号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

議案50号について、事務局説明をお願いします。

事務局

#### 1番

譲渡人	松山市	○○ ○○
譲受人	松山市	株式会社 ○○
申請地	上三谷	田 外1筆
		この2筆が売買による所有権移転
	上三谷	田 外3筆
		合計4筆 が5年間の賃借権の設定
申請理由	(譲渡人)	新規事業展開

	(譲受人) 管理困難
譲受人の作付予定作物	米
主な農機具の確保状況	農作業用自動車 2 台、トラクター 2 台、コンバイン 2 台、 田 植機 3 台
労働力	常時 3 人プラス協力農家 1 軒
周辺農業経営への影響	後ほど地元農業委員さんから報告させていただきます。

また、今回の申請は平成 28 年 4 月に農地法が改正され、法人が農地を所有する場合の要件が緩和されて以降初めての案件ですので、お手元に配布している資料に沿って説明させていただきます。

法人が農地を所有するためには、個人と同じ基本的な要件を満たすことに加えて、資料に記載されている 4 つの要件を満たす必要があります。

1. 法人形態要件 ○○さんは、非公開の株式会社ですので要件を満たしています。
2. 事業要件 主たる事業が農業で売上高の過半を占めている。  
○○さんは、米飯の・加工・販売・運搬等が年間売上高 6,500 万円の 99.9%を占めていますので要件を満たしています。
3. 議決権要件 法人の農業に常時従事する個人が 100%所有していますので要件を満たしています。なお、この所有する個人は、○○さんの代表取締役の実父に当たり、関連会社株式会社○○の代表取締役になります。
4. 役員要件 ①は役員が代表取締役お一人で年間 280 日従事し、②は、役員が繁忙期の 4 月～9 月に、重要な使用人が年間を通じて農作業に従事するので要件を満たしています。

以上の農地所有適格法人の要件を満たしているうえで、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

- 第 1 号 効率的に営農すると認められない場合
- 第 2 号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第 3 号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第 4 号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第 5 号 耕作面積が取得面積を含めて 50 アールに満たない場合
- 第 6 号 また貸しするおそれがある場合
- 第 7 号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

第 2 号から第 5 号までは提出された書類で、許可要件を満たしていると考えられます。その他の事項は、この後法人の代表者の方も来ていますのでご審議いただけたらと思います。以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲渡人の〇〇さんは松山にでていますが、上三谷の農地は管理をしなければいけない状態になっております。譲受人の〇〇さんは松山市に事務所がありますが、現在〇〇市で米の精米販売関係の工場をもって本格的に展開しているということです。今回は2箇所の水田を購入し、4箇所の水田を借り受けたという計画です。今までは管理不足で草が生え、水田を今年は〇〇の従業員で草管理を行いまして、来年から米を作るということです。場所は国鉄の新しい貨物駅の近くでして、田がたくさんありまして、地元にはいない方や条件が悪い場所は、今後水田を受けてくれる人が少ないということで、管理ができていないところが増えてきています。地元としても作ってもらって放任園をなくしていきたいということで、作ってくれる人の選択指の1つとして拡充を図っていただけらと思いますので、よろしくをお願いします。

<新規就農者入室>

議長

それでは〇〇さんに来ていただきましたので、今回農業に参入する動機、購入される水田での営農計画、さらに地元との協調、水田の管理について発表をお願いします。

〇〇さん

私は〇〇市で、米屋をしている株式会社〇〇の〇〇と申します。〇〇市の〇〇の近くで、精米業、量販店向けの卸売業等をしています。またその近くで会社名は違うのですが、〇〇という会社で、炊飯業をしていまして、県内一円向けに夜にご飯を炊いて、朝に量販店のお惣菜とか回転寿司店等などに届ける仕事をしています。〇〇という会社は、お餅の加工とか、稲荷寿司とかおにぎりを作って量販店等へ販売しています。

この度、伊予市の方でご縁がありまして、今後私達の業界も六次化を進めていく必要性がありますし、この機会に農業の方をやっていきたいということで今回お願いにあがりました。現在、炊飯業の方でも県内産のお米が不足していまして、青森や関東の方からも購入して炊飯しているのが現実です。地元のお米を使って全量を賄えるようになればお客様にも喜ばれますし、地元のお米は人気があるので、確保していきたいです。伊予市地区でお米を作った場合には、伊予市産とか、どこどこ産とか顔が見える商品を量販店等で販売していきたいということで農業を手がけていきたいです。今後は、やるからには、事業として合うだけの量をしていきたいので、将来的には20町ぐらいはしたいと、素人の計算なのですが、それぐらいいないと事業として成り立たないです。うち

の場合は売り先がありますので、採算がとれなくてもやっていけますが、目標としては採算が取れるまでやっていきたいと思います。

彼（〇〇さん）が今年の3月から農家の方に手伝ってもらい勉強をさせてもらっています。現状は農機具をもっていない状態ですが、順次農器具をそろえてやっていきたいと思います。

議長

委員の皆さんからご質疑がございましたらお願いします。

〇〇委員

地元の水利費や行事等、水田に絡んでいる費用と手間と奉仕関係も周辺の農家と十分な付き合いをしていただきたいのですが、そのへんはどうですか。

〇〇さん

周りの方に教えていただきながら、協力し、率先してやっていきたいと思います。

〇〇委員

地域からいろいろ注文がでたと思いますが、100%聞いていただきたいと思います。

議長

委員さんからありましたとおり、特に水路、畦草の管理とか、こちらに住んでいないということで地区外の方は管理できにくいということですが、草がのびた状態であると周辺の農家さんに迷惑がかかるので、地元の方と充分話していただいて迷惑がかからないようにお願いします。

〇〇委員

20町ぐらいの目標をもっているということで、どんどん広げるにあたり、基盤整備をしている水田を中心にやっていかないと、大規模化をするには、そういう農地を手がけられて、是非目標達成に向けて頑張ってください。

〇〇委員

今回伊予市で広げていくということですが、今後はどのように広げていくか予定はありますか。

〇〇さん

今は白紙です。これからです。

〇〇委員

米作をする場合に水の関係で大谷池土地改良区、道前道後土地改良区関係のため池から水を送ってもらっていますが、今までは地権者が水利代を払っていましたが、そこらへんは使用者が払うとかどのようにしていますか。ため池の草刈等の保全管理の話し合を地元の区長さんや農業委員さん、推進委員さんと話はできていますか。

〇〇さん

水利費関係において、水田をお借りするに関しては、米ではなく、代金でお支払して、地主さんの方で、固定資産税や水利費等も払っていただくように話はできています。

〇〇委員

区長さん、総代さんとすりあわせをしていただく必要があります。

議長

水利費等に関しては買取りの部分は、〇〇さんが払いますが、利用権設定の部分は地主さんが払うという形ですね。

〇〇さん

区長さん地元の方と相談させていただいて、地元にあった形に変更することはできません。

議長

現在は、農機具は所有されていないということで、申請書によると〇〇の方の機械を借りて運搬して使用するということですが、〇〇から伊予市まで運搬することになると大型トラックで運ばないといけないのですが、農機具を購入されるまでの間の農機具の運搬はどのようにされる予定ですか。

〇〇さん

現在は〇〇にお住まいの方ですが、〇〇に倉庫を所有されています。

〇〇さん

トラクター2台と田植え機2台と乾燥調整機が1台備え付けられて、そこで作業をする形で、上三谷にも倉庫を借りていて乾燥調整機と、色選（色彩選別機）があります。

議長

〇〇の方からこちらまで、大型になりますと農機具を運ぶことになりますが、運搬はどうですか。

〇〇さん

弊社のお米の方で使っている3トン車とか、リフト等を流用して使えるものは使っていきたいです。人員に関しても、彼（〇〇さん）は専従でやっていくので、農繁期の時は、2名から3名の営業や配送をしている者を応援という形でやっていきたいと思いません。

議長

営農計画をお聞きしたのですが、現状は米の栽培をするということですが、他の物で裏作等はどうですか。

〇〇さん

現在は裏作の予定はありません。

議長

他にないようでしたら、新規就農者の方には退室させていただきます。

<新規就農者退室>

議長

今説明がありましたが、皆様からご質問はありませんか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2の事務局説明をお願いします。

## 2番

譲渡人	下三谷	〇〇	〇〇
譲受人	下三谷	〇〇	〇〇
申請地	下三谷	田	外9筆
申請理由	(譲渡人)	高齢により	農作業従事困難

	(譲受人) 経営規模拡大
譲受人の作付作物	米・なす・トマト・キャベツ
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機2台、農作業用自動車
労働力	常時3人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、このあとの報告第39号は、本申請において未届の農業用倉庫が発見されたため是正のため届出に至ったものです。

この届出と合わせて、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます  
以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは下三谷でご主人が亡くなられて相続したのですが、子供さんもいないということで、相続はしているが1人では管理できないということで、近くの方である〇〇さんに譲るといことです。〇〇さんはまだ若いということで、引き受けて農業をやっていききたいということで、ご検討お願いします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3の事務局説明をお願いします。

### 3番

譲渡人	双海町大久保	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	双海町大久保	田	外1筆

譲受人の耕作面積 〇〇㎡

申請理由 (譲渡人) 高齢であり体調を崩したため  
(譲受人) 経営規模拡大

権利の種類等 売買による所有権移転

譲受人の作付作物 菜園・果樹園

主な農機具の保有状況 乾燥機・パワーカッター・耕耘機・運搬機

労働力 常時2人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます  
以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲渡人の〇〇さんは、ずっと林業を中心に地元で農業を営んでこられました。ご高齢なられたこと、病気を患いまして、十分な農作業ができないという中でなんとか維持してきたのですが、今後維持していくことが困難ということです。譲受人は大久保地区へ家を建てられまして、二十数年になります。農作業をしたり、日頃の趣味に没頭しています。数ヶ月前にも地元の農地を購入されましたが、管理もされていますし、〇〇さんの田におきまして、今後も維持していただけたらと思います。中山間地の棚田でございまして、買い手が付かない場所ですが、地元にいる〇〇さんが管理してくれれば周辺の方々にも喜ばしいことになりますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4の事務局説明をお願いします。

#### 4番

譲渡人	中山町出渕	〇〇	〇〇
譲受人	中山町出渕	〇〇	〇〇
申請地	中山町出渕	田	249 m <sup>2</sup>
譲受人の耕作面積	24,498 m <sup>2</sup>		
申請理由	(譲渡人) 農地の有効活用 (譲受人) 規模拡大		
権利の種類等	贈与による所有権移転		
譲受人の作付作物	たまねぎ・かぼちゃ・チンゲン菜・キウイ		
主な農機具の保有状況	耕耘機、小型運搬車、農作業用自動車等		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます  
以上です。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲受人の〇〇さんは昨年まで〇〇に勤めていまして、農業経営も多角経営をしており、夫婦で経営しています。以上ご審議をお願いします。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、4ページをお開きください。

#### ■議案第51号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第51号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり

愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

**1番**

譲渡人	灘町	〇〇	〇〇
譲受人	下三谷	〇〇	〇〇
申請地	本郡	田	
転用目的	貸露天駐車場		
権利の種類等	所有権移転		

申請人が代表を務める〇〇株式会社は平成〇〇年に設立し、自動車運搬事業を中心として順調に業績を伸ばしております。現在〇〇市に駐車場用地を使用しておりますが、受注業績の向上に伴い、自動車保管場所の不足状態の蔓延化、南予方面への行き来に時間がかかるなど、作業効率に支障をきたしており、南予方面への拠点として転用申請に至ったものであります。

申請地は、本郡の伊予市〇〇の東側に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。

以上です。

議長

番号1につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

今現在はオリーブの木を植えています。所有者の〇〇さんは高齢で大変なのでなんとか管理はしていましたが、今後の大変ということで、後藤さんに依頼したところ、露天駐車場ということで、管理をしていきたいと思います。森尾崎間の農面道路を出入りに使うということで、現場をみてきました。ご審議よろしくをお願いします。

〇〇委員

所有権移転ということですが、どういうことですか。

事務局

法人の代表者が所有権移転をして、それを法人に貸すということで貸露天駐車場とい

うことです。許可のあかつきには、所有権移転されるということで、申請があがってきます。

議長

この法人である〇〇は以前に不法建築をしていたので、露天駐車場としていますが、建築をする恐れはあります。

〇〇委員

そこは、区長さんと話し合い、立会いをしまして、その都度お伝えいたします。

議長

依然違反した場所は、今は綺麗に更地になっていますので問題ないです。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2の事務局説明をお願いします。

## 2番

貸渡人	市場	〇〇	〇〇
	市場	〇〇	〇〇
	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
借受人	下唐川	株式会社〇〇	
		現場代理人	所長 〇〇 〇〇
申請地	市場	田	外1筆
転用目的	工事事務所等(一時転用)		
権利の種類等	賃貸借権(4年間)		

申請人は、〇〇株式会社から工事を受注し、工期が約4年間ということで施行準備を行っています。現在仮事務所として〇〇に事務所を借りていますが、今後工事を施行するには、事務所、労務宿舎、駐車場が必要であり、設置するには広い面積が必要という

ことで適地を探していたところ、当該地は国道〇〇号線に面していることもあり適地と判断し、所有者との話しがまとまったことから、一時転用の申請に至ったものであります。

申請地は、市場の国道〇〇号線と高速道路が交差した国道〇〇号線の西側に位置し、10ha未滿の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

番号2につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

貸し手の一人は、市場の推進委員で〇〇さん与其他2名の3名になり、〇〇号線に接しています農地になります。借り手の方が、〇〇の事務所で使うということで、工事が終われば農地として戻すとの事ですので、問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3の事務局説明お願ひします。

### **3番**

譲渡人	宮下	〇〇 〇〇
譲受人	宮下	〇〇株式会社
申請地	宮下	田
転用目的	露天駐車場	
権利の種類等	所有権移転	

申請人は昭和〇〇年に設立し農業機械、ハウス建築資材及び電機製品等の販売レンタ

ル・設置工事の業務を展開しています。数年前より工業用モノレールの受注が増えてきていることにより、事業拡張を行うにあたり、従業員の車と、事業用車両の駐車場が足りなくなり業務に支障をきたしており、その解消のため、今回の転用申請に至ったものであります。

申請地は、宮下〇〇集落の西側に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。

以上です。

議長

番号3につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

事務局

〇〇委員が欠席との事で、地元委員としての説明を伺っておりますので、発表させていただきます。

駐車場にすることによる周りの影響はないと思いますので、ご審議をお願いいたします。とのことです。

以上になります。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4の事務局説明をお願いします。

#### 4番

譲渡人	香川県高松市	〇〇 〇〇
譲受人	伊予郡松前町	有限会社〇〇
申請地	宮下 畑	
転用目的	貸露天駐車場	
権利の種類等	所有権移転	

申請人は平成〇〇年に設立し不動産の売買・賃貸・管理・仲介等の取引に関する業務を中心として不動産業を展開しています。申請地の付近は、敷地に駐車スペースが十分取れない住宅や事業所等が多いため、貸露天駐車場としての需要が見込まれ、譲渡人とも話がまとまり、今回の転用申請に至ったものであります。

申請地は、宮下〇〇集落に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

番号4につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

事務局

〇〇委員が欠席との事で、地元委員としての説明を伺っておりますので、発表させていただきます。

畑の周りも宅地のため、駐車場にすることは問題ないと思いますので、ご審議をお願いいたします。とのことです。

以上になります。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号5の事務局説明をお願いします。

## 5番

貸渡人	上三谷	〇〇	〇〇
借受人	上三谷	〇〇	〇〇
申請地	上三谷	田	
転用目的	分家住宅		

## 権利の種類等 使用貸借

申請人は、両親の住まいの近くにある借家に夫婦と子供1人の計3人で生活してきましたが、子供の成長と共に手狭になってきたことを考え、貸渡人である父親へ相談した結果、現在の住まいからも近い、申請地を使用貸借する話がまとまり、転用申請に至ったものであります。

申請地は、上三谷の〇〇集落に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。

以上です。

議長

番号5につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんの息子は〇〇で勤められていて、分家住宅を建てたいということです。周辺に住宅地がたくさんありますし、学校が近いということで、いい場所だと思いますので、ご審議をお願いします。

議長

番号5につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号5につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、5ページをお開きください。

## ■議案第52号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回 1 件の申請がありました。

**1 番**

申出人	森	〇〇	〇〇
土地所有者	森	〇〇	〇〇
申出地	森	田	外 2 筆
転用目的	農家住宅進入路		

申出人は、現在農業を行っており、老朽化した農家住宅を建替えるべく手続きを行う際に、農家住宅を建てるには、進入路が狭く建築できないことがわかり、申出地を農家住宅の一体利用地として一部を進入路とするため、農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第 13 条第 2 項の規定に基づく各要件、

- 第 1 号要件 代替地が無い。
- 第 2 号要件 周辺農地への影響が無い。
- 第 3 号要件 担い手への影響も無い。
- 第 4 号要件 付帯施設への影響も無い。
- 第 5 号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第 2 種農地と判断され、農地転用基準からの判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

議案 52 号につきまして補足説明いたします。

農家住宅を建てるにあたり、既存の道路が狭いということで拡張しないと建替えができないということで今回の申請になったということで。図面を見てもらっても周辺の農地に影響がないと判断されますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

〇〇委員

拡張した道路は公道になるのですか。

事務局

宅地と一体利用になりますので、宅地ということになります。

議長

議案52号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案52号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案52号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

### ■報告第39号 農地法第4条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第39号「農地法第4条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回2件の届出がありました。

#### 1番

申請人	下三谷	〇〇	〇〇
土地所有者	下三谷	〇〇	〇〇
届出地	下三谷	田	〇〇㎡のうち〇〇㎡
転用目的	農業用倉庫		

#### 2番

申請人	下三谷	〇〇	〇〇
土地所有者	下三谷	〇〇	〇〇
届出地	下三谷字	田	外1筆 計〇〇㎡のうち〇〇㎡
	下三谷	畑	〇〇㎡のうち〇〇㎡
転用目的	2棟合計〇〇㎡の農業用倉庫になります。		

議長

報告第39号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして7ページをお開きください。

## ■報告第40 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第40号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回4件の届出がありました。

### 1番

譲渡人	米湊	〇〇	〇〇
譲受人	下吾川	株式会社	〇〇
届出地	下吾川	畑	外1筆
転用目的	分譲宅地		
権利の種類等	所有権移転		

### 2番

譲渡人	米湊	〇〇	〇〇
譲受人	米湊	株式会社	〇〇
届出地	米湊	田	
転用目的	分譲宅地		
権利の種類等	所有権移転		

### 3番

譲渡人	米湊	宮野	直也
譲受人	米湊	株式会社	〇〇
届出地	米湊	田	外1筆
転用目的	分譲宅地		
権利の種類等	所有権移転		

### 4番

譲渡人	米湊	〇〇	〇〇
譲受人	米湊	株式会社	〇〇
届出地	米湊	田	
転用目的	分譲宅地		

権利の種類等 所有権移転

以上です。

議長

報告第40号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして8ページをお開きください。

### ■報告第41号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第41号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

#### 1番

貸出人	下吾川	〇〇	〇〇
借受人	被相続人	〇〇	〇〇
	相続人	〇〇	〇〇
		〇〇	〇〇
		〇〇	〇〇
届出地	下吾川	畑	外2筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条	賃貸借権設定	

以上です。

議長

報告第41号についてご意見、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

続きましてその他事項に進みたいと思います。

## ■その他

特になし

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 平成30年10月30日(火曜日)午後1時30分伊予市農業振興センターを開催予定としております。

以上で、第15回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第15回9月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後14時55分 閉会)